農地中間管理事業を活用するメリット

農地を貸したい!! 一安心・確実な出し手のメリットー

- ●賃貸借料が確実に支払われます。
- ●契約期間終了後は、農地を確実にお返しします(更新も可能)。
- ●機構に農地を貸し出した個人等に対して、一定の要件を満たす場合に協力 金が交付されます。
- ●農地に関連した税制面での優遇措置が適用されます(農業者年金の加算付 年金を受給、相続税等の納税猶予、固定資産税の軽減措置)。





農地を借りたい!! - 安心・便利な受け手のメリットー

- ●多くの出し手から農地を借り入れても、賃借料の支払いは機構一つに まとまり、機構が責任をもって精算します。
- ●長期の農地借り入れで安定した営農が可能です。
- ●農地を集約化し、農作業の効率化が期待できます。
- ●様々な補助事業で、中間管理事業の活用実績が必須条件とされたり、 採択ポイントアップといった仕組みとなっています。

担い手を育成し地域を守りたい!! - 地域で取り組むメリットー

- ●一定の要件を満たす場合、地域集積協力金の交付対象となります。
- ●機構関連農地整備事業の採択を受けると、農業者の工事費用の負担なしでほ場整備事業を実 施できます。



これまでに、 出し手約10,500人、 受け手1.100人が 本事業を活用しています。

所有者不明の農地も 中間管理機構に 預けられるようになりました (所定の手続きが必要です。)

> 借受対象農地は 「市街化区域」を除く 全ての農地です。



貸し借りを行うための手続き

※ 賃借の手続きの期間が短縮されます。 令和元年11月より、これまでは2ヶ月程度必要だった機構を通した 貸借の手続きが一部の貸借を除き、1ヶ月程度に短縮されます。

農地を貸したい場合(所有者)

貸付けの申し込み

●「貸付希望農用地等の農地中間管理機構への登録申出書」を市町 又はJAの担当窓口を通じて提出して下さい。

※申出書は、市町、JAの担当窓口に準備しているほか、機構HPにも掲載しています。 ※本事業は農用地の賃貸借を行うものであり、所有権は移転しません。 ※対象となる農用地等

- ・再生不能と判断されている遊休農地など著しく利用困難な農用地等ではないもの ・借受希望者の状況等から見て、貸付が確実に行われる見込みがあるもの
- 記載された農地の状況(地番、面積、権利関係等)や当該地区の 人・農地プランの内容などを確認します。

貸付候補農用地等 として登録

●確認ができた農用地等について、リスト化します。



貸借の協議

●借り入れる際の条件等について、協議させていただきます。



貸借契約の締結

●協議が整った農地について農地の貸借契約の手続きを行います。

農地を借りたい場合(耕作者)

借受希望者の募集への 応募



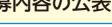
●機構が行う借受希望者の募集に応募して下さい。

●応募した方の氏名、応募内容を整理し、公表します。

※公表に同意されない方へは、農地を貸し付けることができません。

●応募は、市町又はJAの担当窓口を通じて行って下さい。 ※応募用紙は、市町、JAの担当窓口に準備しているほか、機構HPにも掲載しています。

応募内容の公表





貸借の協議



●市町等関係機関の協力を得ながら、ご希望に沿った農地を紹介 し、貸し付ける際の条件等について、協議させていただきます。



貸借契約の締結

協議が整った農地について農地の貸借契約の手続きを行います。